

# JR 旅客6社の旅客営業規則に基づく特定都区市内制度に関する考察

## A Comparison on the Institution of Specific Wards Cities

### Based on Fare Tickets Common Rules of 6 JR Passenger Companies

藤井 大輔

Daisuke Fujii

#### 要旨

JR 旅客6社が共通して規定する「旅客営業規則」には、11の「特定都区市内」が定められている。この「特定都区市内」制度と「政令指定都市」制度の適用を比較し、「特定都区市内」制度の運賃計算が合理的かどうかを考察する。この考察の結果、さいたま市と千葉市が「特定都区市内」制度が適用されておらず、同制度の適用が合理的であると明らかとなった。また、「特定都区市内」制度は、運賃計算によっては2区分の運賃差が生じることが明らかとなる一方、多くの利用者にとって運賃計算や乗車券精算等の不便を解消でき、合理的であるといえる。

キーワード： 旅客営業規則 JR 旅客6社 特定都区市内 政令指定都市 運賃計算